

貸倒引当金の会計処理について

——粉飾決算——

柴山 正

A Study of the Accounting of Allowances for Doubtful Accounts :
Window-dressing Settlements

Tadashi SHIBAYAMA

I. はじめに

政府税制調査会は、企業の利益操作の余地の再検討も含め、法人税改革に動き出した。この改革の最大の目的は、企業の国際競争力を保持するために、税率（国税37.5%、地方税12.4%、合計49.98%）を引き下げる一方で、法人税法で認められている六種類の引当金を縮小または廃止することによって、課税ベースを拡大し、税収の確保を図るというものである。

例えば、「販売基準と回収基準」、「工事進行基準と工事完成基準」、「原価法と低価法」、「定率法と定額法」などの、いずれかを選択するのと同様に、引当金制度でも企業の裁量に委されている。この企業の自由裁量権を活用すれば、正当な利益操作ができる。

法人236万9,282社のうち欠損法人は、148万6,569社で、その割合（欠損法人割合）62.7%（平成6年度国税庁調査）は、法人税を払っていない。この欠損の原因の一部は、企業の自由裁量権による。「節税（正当な粉飾決算）の行き過ぎは、利益操作になる」と言えよう。

この法人税改革に鑑みて、引当金の中でも、特に、「貸倒引当金」と利益操作の関係について考察する。

II. 貸倒引当金の意義

図表1 第77期決算公告

平成8年6月28日		愛知県宝飯郡小坂井町大字篠東字若宮53番地  サンビン株式会社 取締役社長 及部久嗣	
貸借対照表の要旨 (平成8年3月31日現在) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,511	流動負債	1,794
現金預金	796	支払手形	157
取扱手形	104	掛込手形	132
売掛金	452	短期借入金	1,233
有価証券	496	未払法人会議料	201
預り物	380	その他負債	69
卸販賣	287	固定負債	971
貸倒引当金	△ 5	長期借入金	441
固定資産	1,914	退職給与引当金	400
建物	815	その他	129
機械及び装置	70	負債合計	2,765
土地	449		
そ の 他	249	(資本の部)	
無形固定資産	46	資本金	392
投資有価証券等	1,096	法定準備金	287
そ の 他	285	余積金	981
資産合計	4,426	(うち当期利益)	(59)
		資本合計	1,660
		負債・資本合計	4,426

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,905百万円
2. 1株当たりの当期利益 11円19銭

出所：日本経済新聞

貸倒引当金とは、当期末に、企業が所有する受取手形（含裏書手形や割引手形）、売掛金等の売上債権と未収入金、貸付金、立替金その他の債権について、次期に発生するであろう回収不能額をなむち貸倒損失を見越して計上する引当金である。もちろん貸倒れの可能性がない場合には、貸倒引当金は必要ない。しかし、受取債権は、貸倒れを余儀なくされるので、税法で認められた繰入限度額以上を計上するのが一般的である。¹⁾

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えて設定されるのである。この貸倒予想額は、あくまでも予想であるので、対象債権額から直接控除するのではなく、貸倒引当金として間接的に控除される。

図表2 第148期決算公告

平成8年6月28日



東京都港区芝五丁目33番1号
森永製菓株式会社
取締役社長 松崎昭雄

貸借対照表の要旨

(平成8年3月31日現在)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	154,431	支払手形・買掛金	102,346
現金及び預金	53,782	短期借入金	44,673
受取手形・売掛金	5,840	その他の負債	24,338
たな卸資産	21,859	固定負債	4,237
その他の資産	12,382	社債	16,097
貯蔵引当金	16,187	長期借入金	57,673
固定資産	△2,487	退職給与引当金	23,000
有形固定資産	100,590	その他の資本	20,000
建物	63,379	法定準備金	4,437
機械装置	20,352	余剰積立金	10,235
土地	21,668	当期末処理損失 (当期損失)	52,084
その他の資産	17,622	当期末処理損失 (当期損失)	18,350
無形固定資産等	3,735	当期末処理損失 (当期損失)	17,297
投資有価証券	36,732	当期末処理損失 (当期損失)	16,437
長期貸付金	11,478	当期末処理損失 (当期損失)	17,647
その他の資産	7,763	当期末処理損失 (当期損失)	1,210
貸倒引当金	14,529	当期末処理損失 (当期損失)	(1,217)
投資評価引当金	4,626		
繰延資産	△1,504		
合計	154,431	合計	154,431

損益計算書の要旨

(平成7年4月1日から)

(平成8年3月31日まで)

科 目	金額
営業収益	百万円 155,417
営業費用	154,958
売上原価	82,320
販売費及び税	72,637
営業利益	459
営業外損益	413
経常利益	873
特別損益	△1,162
税引前当期損失	289
法人税及び住民税	928
当期損失	1,217
前期繰越利益	6
当期未処理損失	1,210

(注) 1. 有形固定資産の減価償却
累計額 71,793百万円
2. 1株当たり当期損失
4.58円

出所：日本経済新聞

つまり対象債権額から直接控除するのではなく、貸倒引当金として間接的に控除されるので、評価性引当金と言われる。この評価性引当金である貸倒引当金は、中小企業では、流動資産の部にだけ計上されるのが普通であるが、大企業では、固定資産の投資等の部にも計上される（図表1・2参照）

なお、商法・法人税法・企業会計原則による貸倒引当金の概要は、次のとおりである。

1. 商法

(1) 第287条12「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ノ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限リ之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得²⁾」すなわち将来における特定の支出や損失に対する準備金が、商法の引当金である。この条文の「特定ノ支出又ハ損失」とは、資産の減少であり、「其ノ営業年度ノ費用又ハ損失トナスコトヲ相当トスル額」とは、保守主義の原則と合致する。更に「貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」は、負債の部を「流動負債・固定負債・引当金」に区分し表示することを意味する。従って、資産の部に計上される貸倒引当金は含まれないことになる。又「計上スルコトヲ得」とは、「計上するか否か」は、企業の「任意である」と解釈できる。

(2) 第285条141②「金債債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス」これが貸倒引当金である。

貸倒引当金の会計処理について

図表3 債権の範囲

項目		範囲	売上債権	営業債権	賃金全部
受取手形			○	○	○
割引手形 裏書手形			×	×	○
売掛金 (積送売掛金等を含む)			○	○	○
割賦売掛金	販売基準	○	○	○	
	回収基準 支払期限到来基準	×	×	○	
立替金	得意先に対するもの	×	○	○	
	上記以外	×	×	○	
貸付金	得意先に対するもの	×	○	○	
	上記以外	×	×	○	
未収金			×	×	○

出所：近田典行著「商法の解説 -会社の計算-」一橋出版1994年P.29

2. 法人税法

(1) 第52条「内国法人が、その有する売掛金・貸付金その他これらに準ずる債権³⁾（これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時における資金の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」すなわち貸倒引当金は、期末の貸金残高に対して設けられるが、この貸金に該当しない債権も規定されている。⁴⁾

法人税法が認める六種類の引当金のうち「貸倒引当金・退職給与引当金」は縮小、「賞与引当金・特別修繕引当金・返品調整引当金・製品保証等引当金」は廃止の方向で、首相の諮問機関である政府税制調査会によって検討されている。（図表4参照）

図表4 引当金制度と規模(単位、億円、%)

	残高	うち大企業
貸倒引当金	46,726	84.3
貸し倒れによる損失の見込額		
返品調整引当金	不明	不明
たな卸資産の買い戻しによる損失の見込み額		
賞与引当金	87,768	77.5
従業員に対して支給する賞与に充てるため		
退職給与引当金	139,335	89.4
従業員の退職により支給する退職給与に充てるため		
特別修繕引当金	不明	不明
一定の大規模な修繕に要する費用に充てるため		
製品保証等引当金	2,511	88.5
製品の欠陥等の補修の費用に充てるため		

出所：日本経済新聞 平成8年7月20日

(2) 繰入限度額 貸倒引当金勘定への繰入限度額は、次によって求められる。

①法定繰入率⁵⁾②卸売および小売業（飲食店業および料理店業を含むものとし、割賦販売小売業を除く）= 1 %

③製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業および修理業を含む）= 0.8%

④金融および保険業 = 0.3%

- ④割賦販売小売業および割賦購入あっせん業=1.3%
 ⑤上記①～④以外の事業=0.6%

②実績繰入率

$$\text{実績率} = \frac{\text{分母の各事業年度の貸倒損失} \times 12 / \text{各事業年度の月数の合計}}{\text{当期前3年以内に開始した各事業年度末の貸金の帳簿価額合計} \div \text{各事業年度の数}}$$

なお、中小企業には、特別措置が設けられ、その繰入率⁶⁾は、次のとおりである。

$$\text{繰入率} = \text{期末貸金の帳簿価額の合計額} \times \text{上記①か②の率} \times 116 / 100$$

3. 企業会計原則

(1) 注解18「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」すなわち、この注解18により、引当金として計上できる要件は、一般的に、次の4つである。

- ①将来の特定の費用または損失であること。
- ②発生が当期以前の事象に起因していること。
- ③発生の可能性が高いこと。
- ④金額を合理的に見積もることができること。

しかし、「将来の発生の可能性が高いか否か」は、「あいまい」であり、その「あいまいさ」に基づいて、金額を合理的に見積もることが可能であろうか。実際には、余りにも「任意性が高い」と言えよう。

なお、この注解18に列挙されている引当金は、「製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債

図表5 引当金規模の比較

将来の事象		注解18での例示	
特定の支出	現金の減少	税法上の引当金	
		損失	責務保証損失引当金 損害補償損失引当金
特定の損失	現金以外の資産の減少または損失	費用	賞与引当金(法54) 退職給与引当金(法55) 特別修繕引当金(法56) 製品保証引当金(法56の2)
		損失	貸倒引当金(法54) 返品調整引当金(法55)

図表5の説明文

特定の支出又は損失と為し、其の営業年度の費用又は損失と為し相当とスル額ニ限リ之ヲ、貸借対照表の負債の部ニ計上スルコトヲ得、B/Sの負債の部海外投資損失準備金(措法55)
電子計算機買戻損失準備金(56の8)
プログラム準備金(措法56の9)

出所：武田隆二編「営業報告書・計算書類の総合分析と事例」中央経済社 昭和59年P 951

貸倒引当金の会計処理について

務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等」である。この引当金のうち「貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金」を除いては、大企業中心の優遇措置と思われる。

III. 貸倒引当金の表示方法

貸借対照表における貸倒引当金の表示方法は、概ね次のとおりである。

1. 商法「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」第十条「第七条及び第八条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを防げない。

②前項ただし書きの場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。

③取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

2. 企業会計原則注解17「貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について」貸倒引当金又は減価償却累計額は、その債権又は有形固定資産が属する科目ごとに控除する形式で表示することを原則とするが、次の方法によることも妨げない。

①二以上の科目について、貸倒引当金又は減価償却累計額を一括して記載する方法

②債権又は有形固定資産について、貸倒引当金又は減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、当該貸倒引当金又は減価償却累計額を注記する方法

3. 財務諸表等規則「流動資産に係る引当金の表示」 第二十条「流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その他当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲載しなければならない。」ただし、次の各号に掲げる方法によることを妨げない。

(一)当該引当金を、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法

(二)当該引当金を、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法

②前項第二号の場合において、当該引当金は当該各資産科目別に又は一括して注記しなければならない。

4. 日本公認会計士協会正規監査委員会報告5号「貸倒引当金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱」 ②貸倒引当金は、各対象資産毎の控除科目として表示すべきであるが、流動資産及び固定資産の末尾にそれぞれ一括して控除科目として表示しても差し支えない。また、貸倒見積高を各対象資産の金額から直接控除してその控除残高を当該各資産の金額として表示し、当該見積を注記する方法によることも差し支えない。

<例示>①科目別控除形式（単位：千円以下同じ）③直接控除一括注記形式

受取手形 30,000

受取手形 29,700

貸倒引当金 300 29,700

売掛金 89,100

売掛金 90,000

(注) 受取手形、売掛金については、こ

貸倒引当金 900 89,100

の他に貸倒見積額￥1,200

②一括控除形式

受取手形 30,000
 売掛金 90,000
 貸倒引当金 1,200 118,800

④直接控除科目別注記形式

受取手形⁽¹⁾ 29,700
 売掛金⁽²⁾ 89,100
 注1) この他貸倒見積額¥300
 注2) この他貸倒見積額¥1,200

以上が、貸倒引当金を貸借対照表に表示する一般的な方法であるが、文部省検定済教科書、各種問題集、検定試験では「科目別控除形式」が圧倒的である。なお日商検定では「一括控除形式も見受けられるが「注記形式」はない。(図表6・7参照)

図表6 貸倒引当金の表示(300社:1995年)

- ①流動資産・投資等に一括控除 293社
- ②流動資産より一括控除 5社
- ③各資産より直接控除 1社
- ④未計上 1社

出所:朝日監査法人編「会社の決算と開示」(企業会計別冊第20号)中央経済社 96年版P99より作成

図表7 第50期決算公告

平成8年6月28日



東京都大田区上池台4丁目40番5号
株式会社学習研究社
 取締役社長 沢田一彦

貸借対照表の要旨
(平成8年3月31日現在)損益計算書の要旨
(平成7年4月1日から)
(平成8年3月31日まで)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部		営業収益	
流動資産	89,874	流動負債	26,411	営業費用	113,328
現金・預金	30,600	支払手形	10,898	営業損失	115,755
受取手形	5,163	買掛金	6,036	営業外収益	2,426
売掛金	29,988	短期借入金	1,910	営業外費用	1,025
有価証券	333	未払法人税等	120	経常損失	1,194
たな卸資産	23,412	未払費用	2,818	特別利益	2,595
その他の	1,217	その他	4,626	特別損失	195
貸倒引当金△	843			税引前当期損失	429
固定資産	40,619	固定負債	14,627		2,830
有形固定資産	6,300	預り保証金	8,383	法人税及び住民税	58
建物・構築物	3,129	退職給与引当金	6,244	当期損失	2,888
工具器具備品	755	負債合計	41,039	前期繰越損失	4,394
土地	2,359			当期末処理損失	7,283
その他の	54				
無形固定資産	167				
投資等	34,151				
投資有価証券	24,946				
子会社株式	1,957				
その他の	9,748				
貸倒引当金△	2,501				
資産合計	130,494				
資本の部					
資本金	18,052				
法定準備金	33,488				
剰余金	37,914				
(うち当期損失)	(2,888)				
資本合計	89,454				
負債・資本合計	130,494				

(注)1. 有形固定資産の減価償却累計額
 7,406百万円
 2. 1株当たりの当期損失 28円37銭

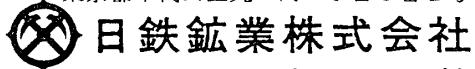
出所:日本経済新聞

貸倒引当金の会計処理について

図表8 第82期決算公告

平成8年6月28日

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号



代表取締役社長 吉田 純

貸借対照表の要旨

(平成8年3月31日現在)

損益計算書の要旨

(自 平成7年4月1日)
(至 平成8年3月31日)

(単位 百万円)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		(資本の部)	
流動資産	110,281	流動負債	51,029	資本金	77,958
現金預金	45,841	支払手形・買掛金	24,604	積立金	73,708
受取手形・売掛金	3,925	短期借入金	9,520	法定準備金	4,250
棚卸資産	23,528	その他流動負債	6,554	外債	1,221
その他流動資産	6,482		8,528	外費用	2,596
固定資産	11,905			経常利益	2,875
有形固定資産	64,440	転換社債	26,425	特別利益	6,832
建物・構築物	43,112	長期借入金	9,253	特別損失	6,693
機械装置	17,436	退職給与引当金	11,438	税引前当期利益	3,014
土地	9,024	その他固定負債	4,419	法人税等	1,071
その他固定資産	7,945	(資本の部)	1,314	当期利益	1,943
無形固定資産	8,706	資本金	59,251	前期繰越利益	805
投資資本等	638	法定準備金	4,176	中間配当額	208
投資有価証券	20,689	剰余金	7,193	当期未処分利益	2,539
その他投資等	10,317	任意積立金	47,881		
	10,371	当期未処分利益	49,342		
		(うち当期利益)	(1,943)		
資産合計	110,281	負債・資本合計	110,281	当期未処分利益	2,539

(注) 1. 貸倒引当金 流動資産 182百万円 固定資産 1,047百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 55,086百万円
3. 1株当たりの当期利益 23円27銭

(備考) 金額は百万円未満を切り捨ててあります。

出所：日本経済新聞

V. 貸倒引当金の実際

国税庁企画課の「税務統計から見た法人企業の実態」によると、法人企業約237万社のうち、貸倒引当金制度を利用した法人の割合は、21.4%にすぎない。すなわち78.6%の会社は、貸倒引当金を設定していない。しかも中小企業になるほど貸倒引当金の利用割合は低い。(図表9 参照)

図表9 貸倒引当金計上上の実態(平成6年)

資本・金	5百万円未満	~1千万円	~1億円	~10億円	~10億円以上	計
法人企業数	1,155,773	447,211	703,172	27,580	5,546	2,369,282
(割合)	48.8	20.1	29.7	1.2	0.2	100.0
貸倒引当金利用割合	12.2	19.5	35.6	62.5	84.4	21.4

出所：国税庁企画課「税務統計から見た法人企業の実態」(平成7年12月)P10-11より作成

又、同調査によると、利益計上法人約88万3千(37.3%)社、欠損法人約148万7千(62.7%)社である(図表10)。すなわち6割余りの会社は、法人税を納めていないことになる。欠損会社であるにもかかわらず継続企業として存在するのは、自転車操業の最たるものであろうか。

図表10 利益計上法人数・欠損法人数の累年比較

区分	法人数			欠損法人割合 (A)/(B)
	利益計上法人	欠損法人(A)	合計(B)	
平成元	社 988,025	社 974,001	社 1,962,026	49.5
2	1,072,334	1,005,936	2,073,270	48.4
3	1,114,191	1,102,589	2,216,380	49.7
4	1,075,728	1,215,647	2,291,375	53.1
5	958,540	1,385,491	2,344,131	59.1
6	382,713	1,486,569	2,369,282	62.7
(構成比)	(37.3%)	(62.7%)	(100%)	

出所：図表9と同じ

以下、有価証券報告書総覧により、貸倒引当金の計上基準⁷⁾（重要な会計方針）の事例を挙げ検討する。

(1) 税法基準により限度額を計上する場合

<中部電力：平成7年3月31日>

貸倒引当金一売掛債権及び長期金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法の規定による限度相当額を計上している。

(2) 税法基準に個別の見積高を加算し計上する場合

<森永製菓：平成7年3月31日>

貸倒引当金一債権の貸倒れによる損失に備えるため、対象債権の期末残高の1.3%のほか、債権の回収可能性を検討して計上している。

<日本電子：平成5年3月31日>

貸倒引当金一法人税法に基づく限度額（法定繰入率）及び個別に債権の回収可能性を検討した必要額を計上しております。

従来法人税法に基づく限度額（法定繰入率）を計上しておりましたが、当期より上記の方法に変更しました。

これは、債権の現状認識に基づく実態に即応した会計処理を行い、財務体質の強化と期間損益の適正化を図るために変更したものであります。

この結果、前期と同一の基準を採用した場合に比較して、貸倒引当金繰入額は1,300百万円増加し、税引前当期損失は同額増加しております。

<日本N C R（現日本A T & T情報システム）：平成4年11月30日>

貸倒引当金一債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法の規定による繰入限度額を計上しているほか、債権の内容に応じて個別に所要額を計上している。
(会計処理の変更)

貸倒引当金は、従来、債権の貸倒損失に備えるため債権の内容及び経過期間等により、所要額を算出し計上していたが、間接所有の親会社に対する長期貸付金が発生したことにより、財務内容の一層の健全化を図るため

貸倒引当金の会計処理について

当期より法人税法の規定による繰入額を計上しているほか、債権の内容に応じて個別に所要額を計上することとした。

この変更により、当期の貸倒引当金繰入額は、8億1千7百万円増加し税引前当期純利益は同額減少している。また、この変更は、当該間接所有の親会社に対する長期貸付が当下半期に行われたため、当中間期は、従来の方法によっており、当期末と同じ方法によった場合に比べ、貸倒引当金繰入額は2億3千9百万円少なく、税引前中間純利益は同額だけ多く計上されている。

(3) 会社独自の方法による見積額の計上の場合

<松下電器産業：平成7年3月31日>

貸倒引当金—売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、期末債権に対する必要額を、会社所定の基準により見積り計上している。

実務では、「税法規準に個別の見積額を加算して計上」する場合がほとんどであるが、会社独自の方法によることもある。

財務諸表は、企業の経営成績や財政状態を、利害関係者に開示するものであり、納税のために作成されるものではない。しかし、日本電子や日本NCRの事例から明らかのように、利益に影響を与えることはいうまでもない。このように貸倒引当金は、損益との関係で計上され、期間利益や節税の調整弁としての役割も果たしている。⁸⁾

V. おわりに

法人税法は、債権（貸金）がある限り、貸倒引当金の計上を認めている。当然のことながら法人税法が認める限度額までの貸倒引当金を設定すれば、その分費用は多くなり利益は減少する。その結果、「節税」というより「利益操作」になる。

しかし、実際には、貸倒引当金を貸借対照表に計上している会社の内容を見ると、「税法基準に個別の見積高を加算する方法」を採用している。このことは貸倒引当金の計上基準の「あいまいさ」すなわち「企業の自由裁量に依る」ところが大きい。

中小企業の得意先に比較して、大企業の得意先が安定しているのが常識である。しかしながら、大企業ほど貸倒引当金の計上が「企業数にしても、金額にしても多い」のは意外である。貸倒引当金を「計上するか否か」は、明らかに「政策的である」と言えよう。つまり貸倒引当金の計上は「正当な利益操作」として利用されている。これは会社の社会的責任の欠如と監査法人の責任に起因するのではなかろうか。

朝日新聞の「きしむ日本の会計」（平成8年8月7日付）によると、投資家が「引当金を少なく計上して粉飾決算を見逃したにもかかわらず、“適正とした”理由で、会計士を訴えている」この会計士の責任に対して、「一番大切なのは独立性であり、はっきり指摘すべきだ」と言うが、顧客（会社）に対して「厳しいことを言いづらい場合もある」らしい。しかし開示された情報に基づいて、会社の善し悪しを判断する利害関係者の会計士監査への不信は増大し、今後、ますます株主代表訴訟は増加するであろう。

数年前から「コーポレイト・ガバナンス」という言葉が流行しているが、明確な定義がないまま議論のみ先行し、未だに実務に役立っているとは言えない。コーポレイト・ガバナンスの

確立を否定はしないが、まず大切なことは、現在の企業会計と法制の整備統合が必要である。そうすることによって、経営者から完全に独立した監査制度の確立を図り、利害関係者に真実の会計情報の開示をすることが必要である。

注

- 1) 朝日監査法人編「会社の決算と開示」（中央経済社96年版）によると、調査企業300社のうち、「税法基準限度額の計上 39社、実際の貸倒見積額の計上 8社、税法基準に個別の見積高の計上 247社、その他 5社、未計上 1社」である。
- 2) 株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則
第33条 商法第287条12に規定する引当金は、第25条の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。
②前項の引当金は、その計上の目的を示す適當な名称を付して記載しなければならない。
③第1項の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、商法第287条12に規定する引当金であることを注記しなければならない。
④法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金で、他の部に記載することが相当でないものは、引当金の部に記載しなければならない。
⑤法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金については、その法令の条項を付記しなければならない。
- 3) 法人税取扱通達11-2-1(1)未収の譲渡代金、未収加工料、未収請負金、未収手数料、未収保管料、未収地代家賃等又は貸付金の未収利子で、益金の額に算入されたもの (2)他人のために立替払いをした場合の立替金 (3)未収の損害賠償金で益金の額に算入されたもの (4)保証債務を履行した場合の求償額
- 4) 法人税法施行令第96条
- 5) 同上 97条
- 6) 租税特別措置法第57条の8
- 7) 財務諸表等規則第8乗の2-6
- 8) ・朝日新聞（平成8年8月24日）—「ダイエOMCは、2,400億円の不良債権のうち、1,000億円を貸倒引当金の計上で償却する」
・日本経済新聞（平成8年8月7日）—「セツツは、26億円強の損失を貸倒引当金の引当額の減少やその他の方法で穴埋めすることを検討中」
・同上（平成8年8月27日）—「日貿信は、96年9月中旬に343億円の貸倒引当金を計上すると発表した。中期の最終損失は53億円の黒字という従来予想から、290億円程度の赤字に転落する公算が大きい。97年3月通期は引当金計上は織り込み済みで、通期最終損益が168億円の黒字になるという予想は変わらない」と報じている。

参考文献

1. 日本経済新聞「動き出した法人税改革」1996年7月23・24・25日
2. 中央経済社「企業会計」平成8年8・9月号
3. 安土敏著「さらば法人優遇社会」（中央公論）中央公論社 平成4年10月
4. 嘉村・川上編「勘定科目全書」第4版 中央経済社 平成5年
5. 渋田・飯田著「英和対照アメリカの会計実務詳解」第3版 中央経済社 平成6年
6. 朝日監査法人編「勘定科目の設定処理の実務」中央経済社 平成8年